

令和2年第3回

刈谷知立環境組合議会定例会会議録

令和2年11月27日



議事日程第3号

令和2年11月27日(金)

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 認定第1号 令和元年度刈谷知立環境組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 議案第3号 令和2年度刈谷知立環境組合一般会計補正予算(第1号)
- 

出席議員(15名)

1番	上田昌哉	2番	牛田清博
3番	稲垣達雄	4番	黒川智明
5番	近藤澄男	6番	神谷定雄
7番	清水俊安	8番	白土美恵子
9番	杉山千春	10番	鈴木正人
11番	谷口睦生	12番	中島清志
13番	外山鉦一	14番	中嶋祥元
15番	永田起也		

---

説明のため議場に出席した者(4名)

管理者	稲垣武	副管理者	林郁夫
所長	外山伸一	業務課長	深谷裕之

---

職務のため議場に出席した事務局職員(4名)

課長補佐兼 焼却施設係長	早川俊治	課長補佐 (総務担当) 兼総務係長	永井篤行
専門員	小栗由起	主任主査	森洋喜

○議長（外山鉦一）

ただいまから令和2年第3回刈谷知立環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、過日送付いたしました議事日程表のとおりでありますので御了承願います。  
これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員については、会議規則第72条の規定により、2番 牛田清博議員、14番 中嶋祥元議員の両議員を指名いたします。

---

○議長（外山鉦一）

次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本会議の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（外山鉦一）

異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

---

○議長（外山鉦一）

次に、日程第3、認定第1号 令和元年度刈谷知立環境組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案の説明を願います。

○議長（外山鉦一）

所長。

○所長（外山伸一）

令和元年度刈谷知立環境組合一般会計の決算認定について、地方自治法の規定により、本組合監査委員の意見を付けて認定に付するものでございます。

決算書の3ページをお願いいたします。

認定第1号 令和元年度刈谷知立環境組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

5ページをお願いいたします。

歳入決算額27億1,283万589円、歳出決算額26億803万3,601円で、歳入歳出差引残額1億479万

6,988円は、翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。歳入の主なものは、刈谷市及び知立市の組合市からいただいた1款1項分担金23億147万8,000円であります。

次に、下段の表を御覧ください。

歳出でございます。歳出の主なものは、3款1項施設管理費の19億4,801万5,079円で、クリーンセンターの包括的運営管理業務委託料及びウォーターパレスKCの指定管理委託料であります。

その内容につきまして説明いたしますので、令和元年度主要施策成果報告書の5ページをお願いいたします。

ページ下段の3款1項1目クリーンセンター管理費は、決算額18億5,600万6,280円で、包括的運営管理業務を民間事業者へ委託することで財政負担の平準化を図るとともに、クリーンセンターを安全に安定して効率的に操業し、組合市民の日常生活に安心を提供、市民生活を支えるものでございます。

また、現在の包括的運営管理業務委託の期間が令和3年度で満了することから、引き続きクリーンセンターの適切な施設運営及び経費の削減を図るため、令和4年度以降の施設運営管理にかかる基本計画を策定いたしました。

次ページをお願いいたします。

2目余熱ホール管理費は決算額9,200万8,799円で、民間ノウハウを活かしつつ行政サービスの効果及び効率の向上を図るため、ウォーターパレスKCを指定管理者に運営を委託し、令和元年度は年間約22万人の皆様に御利用いただきました。併せて利用料金還元制度により、利用料金及び月会費の売上などの指定管理者の収入が一定額を超えた場合、収入の一部を組合に還元していただいております。施設運営にかかるコストの削減に努めたところであります。

次に、執行状況について説明いたしますので、9ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費の残額が生じた理由は、組合議員の先進事例他にかかる視察を未実施としたことなどによるもので、その残額は116万1,162円であります。

次ページをお願いいたします。

3款1項1目クリーンセンター管理費の残額が生じた理由は、委託料及び工事請負費の請負差金によるもので、その残額は6,246万790円であります。

次に、流用について説明いたしますので、決算書の22ページをお願いいたします。

3款1項2目15節の工事請負費における222万6,160円の流用は、余熱ホールの雨樋修繕で金属の腐食が見つかり、急遽防錆する必要があることによるものでございます。

以上が令和元年度の決算状況でございます。

なお、添付書類といたしまして、決算書4ページの刈谷知立環境組合監査委員の決算審査意見、13ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書、25ページ以降の財産に関する調書を御参照の上、御審議賜り、御認定いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

以上でございます。

○議長（外山鉦一）

ただいまの説明に対する質疑、討論を行います。

○議長（外山鉦一）

近藤澄男議員。

○5番（近藤澄男）

おはようございます。

認定第1号、令和元年度刈谷知立環境組合一般会計歳入歳出決算認定について、御質問させていただきます。クリーンセンターの運用管理については、平成29年度から包括委託を開始し、これまでクリーンセンターが停止するような大きな事故もなく、施設を良好に運営していただいているものと思っています。今説明のあった主要施策の成果報告書のクリーンセンター管理費の中で、令和4年度以降のクリーンセンターの施設運営管理に係る基本計画を策定されたとのことですが、基本計画を策定された経緯と基本計画の概要を確認の意味で、あらためて御説明ください。

○議長（外山鉦一）

業務課長。

○業務課長（深谷裕之）

始めに基本計画の策定経緯であります。クリーンセンターが止められない施設であることや、廃棄物処理行政における市民へのサービス向上を図る観点から、施設の効率的な運営とコストの削減を主な目的とし、灰溶融炉の廃止、長期包括委託、施設の延命化を基本方針とした基本構想を平成30年度に策定しております。

その基本構想を受けて、今申し上げました三つの基本方針を具現化するため、令和元年度に基本計画を策定したところであります。

次に、基本計画の概要であります。三つの基本方針それぞれについて、お答えいたします。一つ目の灰溶融炉の廃止につきましては、灰溶融炉で使用する資材がこの3年間で高騰したこと及び県内に最終処分場が整備されたことなどを勘案し、灰溶融炉が果たすべき一定の役割を終えたことから、令和2年12月末をもって廃止することといたしました。

次に、二つ目の長期包括委託についてでございます。

現行の委託期間は、試行的に5年間としたところでございますが、平成29年度から現在まで市民への対応、設備や機器の破損への迅速かつ適切な対応などにより、良好で安定したクリーンセン

ターの運営ができたと考えております。そこで、次の包括委託も引き続き民間ノウハウなどを活かし、クリーンセンター業務のさらなる充実を図るよう、10年間とさせていただきます。

最後に、三つ目の施設の延命化についてでございます。

クリーンセンターは、焼却炉を始め、多くの設備や機器により廃棄物処理を行っております。また、クリーンセンターを安定して操業するためには、これら多くの設備や機器が確実に機能する必要があります。そのため設備や機器の日常点検と保守管理を確実にを行い、その耐用年数を踏まえ、適切な時期に更新を進めていく必要があることから、施設の延命化を図ることといたしました。

以上でございます。

○議長（外山鉦一）

近藤澄男議員。

○5番（近藤澄男）

ありがとうございました。

基本計画は三つの基本方針を実現するために、基幹的な計画だと分かりました。三つの方針それぞれをもっとお聞きしたいところではありますが、灰溶融炉の廃止は先般の9月議会で灰溶融炉の廃止に伴う灰移送コンベヤの改造工事の契約締結に関する議案が提出され、組合の考え方を説明されておりますので、2回目の質問では、長期包括委託、施設の延命化についてお聞きします。今御答弁のあった二つの基本方針、長期包括委託について委託期間が10年間とのことで、通常からするとちょっと長いような気もしますが、なぜ10年間と長期にするのか、その理由と何らかのメリットがあると思いますが、その点についてお答えください。

また、三つ目の基本方針、施設の延命化ですが、今のクリーンセンターは確か平成21年度から利用開始されたと記憶しております。次の包括委託が始まる令和4年度で13年が経過することとなり、施設の老朽化が気になるところです。老朽化によってクリーンセンターの操業に支障が出た場合、市民生活に大きな影響が出ると思いますので、そうならないように施設をしっかりと管理していただきたいと思います。そこでクリーンセンターにおける施設の延命化について、今後の見通しをどうお考えか、お聞かせください。

○議長（外山鉦一）

業務課長。

○業務課長（深谷裕之）

包括委託の期間を10年間とすることのメリットにつきましては、主に二つの観点から期待をしているところであります。1点目は財政面であります。委託期間が長いほど物品の一括購入やAIなど最先端技術の導入による施設管理など、受託者の創意工夫の余地が大きくなります。それに伴うコストの削減も期待できます。併せて、この5年間の包括委託で実践できたように、特別な場合を

除き、設備や機器の修繕の多い少ないに左右されず、引き続き組合の財政負担が平準化できるものと考えております。

2点目は人材の側面であります。廃棄物処理に関する技術の継承や業務への習熟度が増すこと並びに保守点検や修繕の実施時期を最適化することができ、より安全で安定したクリーンセンターの操業に寄与できるものと考えております。

次に、施設の延命化の見通しについてでございますが、現時点で令和4年度以降の包括委託は受託者の技術と知見をフルに活かした設備や機器の保守点検を徹底し、その結果をこれまでの実績に基づき分析していくことで、現在、使用しております設備や機器を包括期間が満了するおおむね10年後まで適切に修繕することで維持してまいりたいと考えております。

また、その後につきましては、クリーンセンターの設備や機器の耐用年数、これは現施設の建設から25年程度であります。それを踏まえすと令和4年度からの包括委託期間満了以降を目途に、施設や機器の大規模な更新を図る必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（外山鉦一）

近藤澄夫議員。

○5番（近藤澄男）

ありがとうございます。包括委託については、令和4年度から令和13年度までの10年間とすることでスケールメリットが得られ、それがコスト削減につながると、また次の包括委託期間中は設備や機器を適切に維持していただき、その後、大規模な更新を行い、延命化を図っていく予定とのことで、今後も長期にわたりクリーンセンターが安全に運営されていくものと安心しました。

そこで、最後にもう1点質問させていただきます。令和4年度からの包括委託について、現在の状況と今後の予定をお聞かせください。なお、この認定は賛成であります。

○議長（外山鉦一）

業務課長。

○業務課長（深谷裕之）

始めに、現在の状況であります。令和4年度からの包括委託が適切に運営できるよう、現在実施計画の策定を進めているところであります。主な内容といたしましては、包括委託の受託者が行う業務範囲、受託者の選定方法、クリーンセンターの運営基準や施設の維持管理基準などでありませう。

次に、今後の予定であります。先ほど答弁いたしました実施計画を本年度末までに取りまとめ、それにより令和3年度には包括委託の受託者の選定を予定しております。

以上でございます。

○議長（外山鉦一）

牛田清博議員。

○2番（牛田清博）

続けて、私のほうから質問させていただきます。牛田清博と申します。

質問の1回目は、決算書の歳入の記載にある手数料がありますけれども、この手数料のところは不納欠損額として4万5,070円、収入未済額として11万3,800円。金額は非常に少ないですけれども、この金額についての詳細をお聞かせください。

○議長（外山鉦一）

業務課長。

○業務課長（深谷裕之）

手数料の不納欠損額及び収入未済額につきましては、事業者が排出したごみ処理手数料となっております。まず始めに、不納欠損額につきましては5年間の時効を迎えた金額でありまして、徴収できなかった理由といたしましては、廃業や倒産などにより徴収が困難となったものでございます。

次に、収入未済額であります。年度の終盤における請求分などで令和元年度中に徴収できなかったものとなります。今後も電話催促や訪問徴収などを行い、計画的な債権回収に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（外山鉦一）

牛田清博議員。

○2番（牛田清博）

分かりました。今このようなコロナ禍の中で、零細の業者の皆さんも非常に厳しい中でされていると思います。引き続き、その点も注意しながら業務を遂行していただきたいと思います。

二つ目の質問でございます。今、近藤議員からも少し質問がありましたけれども、この成果報告書の中の包括業務委託、現在行っている中で、全体で結構ですけれども、メリットとデメリットについてお答えいただきたいと思います。

○議長（外山鉦一）

業務課長。

○業務課長（深谷裕之）

包括的運営管理業務委託のメリットについてですが、複数の業務を包括的に委託し、民間事業者のノウハウを活用することで、効率的かつ効果的にクリーンセンターを運営できるものと捉えております。特に、包括業務委託の効果といたしまして、財政負担の平準化、施設の老朽化への予防的な維持管理、運営コストの削減及び市民サービスの向上などが挙げられると考えております。

なお、現行の包括業務委託において、デメリットはないものと考えております。

しかしながら、一般的には発注者が民間受託者の運営業務を的確に把握できているのか心配されているところでもあります。

当組合では、日々の朝礼や夕礼に立会い、報告書の確認を行うとともに、定期的に会議などを開催し、モニタリング業務を適切に実施し、受託者の業務内容を的確に把握しております。

以上でございます。

○議長（外山鉦一）

牛田清博議員。

○2番（牛田清博）

今お答えしていただきました先ほどの近藤議員の内容も含めて、少し要望としてお伝えしたいと思います。今年の2月に、ぼやが発生しまして、昨年11月に碧南のクリーンセンターにおいて大規模な火災が発生していましたので非常に危機感を持って、所長の方、もう1人、荏原さんにも質問したり、現場の状況をお聞きしました。仮に、幸いこのクリーンセンターはぼやで終わったということでございますけれども、その時の初期対応が非常にきちんとされていたというように思いました。発生の原因について、やっぱり分からないということでもあります。

したがって、今後もしつ起きてもおかしくない状態が続くんだろうというように思っていますけれども、そういうことの中で、今度10年間の包括契約ということで、今回回答をいただきましたように、日常的なハードもそうですけれどもソフトの面で、公設民営型ですので、民間にきちんと委託する。その担保をどういうふうにとっていくのかということできくと、モニタリングをしっかりと、日常的な人と人との交流も含めて行っていくということでもございました。目には見えないですけども、やっぱり現場に行くとそのことが感じられるというのは、やっぱり大事な視点だというように思っています。ぜひその点は今度の、今実施計画を作ってみえるということですので、その中でもモニタリングをきちんとできるように、現場の人と人との意思疎通がきちんとできるように、そういうことも考慮して入れていただいて、ぜひ作成をしていただきたいと本当に切に思っております。碧南は結局この4月にもちょっと見に行きましたけれども、まだ稼働していないと。最終的に8月、9月から、やっと市民に利用できるということになったということでもございますので、一旦火災が発生すると、非常に大きな影響があるということでもございます。

そのことをお願いしまして、この提案には賛成をいたします。

○議長（外山鉦一）

上田昌哉議員。

○1番（上田昌哉）

今いろいろな議員の方、近藤議員、牛田議員が質問してくださったので、いろいろなところは省

略して、公共施設とか公有施設とか、大事なもの。いろいろな、知立市さんも刈谷市さんもいろいろな公共施設だったり、いろいろなものがある中で多分優先順位ってあるんですよね。ホールとか体育館とかありますが、仮にホールとか体育館は無くても、人は生活まあまあできている。その中では、やっぱりクリーンセンターって非常に、ごみ出しますからね。ここが止まってしまったら市民の生活というのは非常に大変なんだと。そういうところでは、非常にこれは大事だと。そういう中でやはりコストがかからない。こういうところで125億円とか130億円かかって、途中で大規模改修、数十億円入れても耐用年数は30年程度という非常に高コストな建物で、非常に管理に気をつけなきゃいけない。長寿命化、当然やらなければいけないから、こういう包括やっていくんだ。今の御答弁とかで分かります。5年だったのが長期になるから、逆に牛田議員がおっしゃるように長くなるんだよね。5年と10年じゃあ、やっぱり民間企業の締め具合とかね、気を使うところって違うと思うんですね。10年って無意識に安心してしまうという場面もある。そういうところでは前回の議会の時にも言いましたが、岐阜市さん。もう岐阜市さん悲しいですが、2015年、東部クリーンセンター火災事件、41億、前回の議事録、今日入っていますが見ていただければ。41億円、業者に請求したと。近藤議員、言われたように今までうまくやられてきた業者さんと刈谷市さん、うまくやって非常によくクリーンセンターを運営されてきた、今日まで。明日からは分かりませんからね。今度10年長期契約なので、ぜひ牛田議員言われたように、やっぱりしっかりもうモニタリングして、市民の生活、ここが稼働しなくなったら止まってしまうからね。ぜひこれは大事だなと。今、牛田議員がおっしゃったように碧南でそういうことがあったら、碧南は包括委託か分かりませんが、その火事になった時の原因だったり、そういうところというのは非常に今後の運営の中では参考になっていくのかなというのは、ひとつあるんです。

そういう中で1回目の質問ですが、市民の暮らし豊かになったら当然ごみが増えていくと思うんですが、これから人口動態というのは、この辺はまだ人口は上がっていますが、将来的なこの人口動態だったり生活というところと、ごみの量ってリンクしていると思いますが、このごみの搬入量というところではどういう需要見込みをしていますか。

○議長（外山敏一）

業務課長。

○業務課長（深谷裕之）

ごみの搬入量の需要見込みについてですが、令和元年度まで刈谷市、知立市の人口が増加しており、一般的には人口が増えるとごみの搬入量も増えると考えられております。令和13年度までの将来推計によりますと、可燃ごみと粗大ごみを合わせた全てのごみの搬入量はほぼ横ばいとなっております。

以上でございます。

○議長（外山鉦一）

上田昌哉議員。

○1番（上田昌哉）

そういうところで多分まだまだ、ごみの量って大量にここに来るんです。だけど、機器は老朽化してきますね。炉が止まらずに365日頑張ってくれているから、ごみの量というのは結構来るけれども、老朽化はしていくんだ。さらに、そういう中では、いろいろな状況で行政の税収というところでも非常に大丈夫かというところでは当然、これはごみの有料化。もう全国の地方自治体でも進んでいるよね。東浦町さん、書いてあるんですけども、45リットルのゴミ袋10枚入り、もう450円。ついだから言っておきましょうか。30リットル10枚入り300円、20リットルが10枚入り200円、10リットルが10枚入り100円、大体このパターン。違うやり方で有料化しているところもありますが、多分まあ刈谷市民の皆さんには、もう既に私は言っています。ごめんね、多分こうなっていくよね。そういう中で非常にこの高コストだけでも大事で守っていかなければいけない知立市さんと刈谷市さんの台所、お城ですから。そういう中で長期包括業務委託というのは、非常に大事なんだというのがひとつあります。でも、こちら側も頑張っってやっていくという中ではやられていると思うんですが、そういったことで質問にいきますが、クリーンセンターさっき言ったように、平成21年、これ近藤議員言われましたが、125億ぐらいかけてつくった。1回、大規模改修、確かやられましたよね。そういうところですね、多分これ30年たったぐらいで建て直しの予想だと思うんですが、その算段とか資金繰りとか、そういうところはもう考えられているんですか。

○議長（外山鉦一）

業務課長。

○業務課長（深谷裕之）

クリーンセンターの建て直しの予定についての御質問であります。当組合ではクリーンセンターの施設運営管理にかかる基本計画において、令和4年度からの10年間の包括委託期間満了以降に設備や機器の大規模な更新を行い、延命化を図ることとしております。

次に、資金についてでございますが、現時点では次回建て直しの具体的な計画はございません。今後、組合市と更新計画の必要性や事業の進め方などを協議しながら検討する必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（外山鉦一）

上田昌哉議員。

○1番（上田昌哉）

3回目、最後です。これは要望になりますが、これはもう行政側さん、すごい頑張られています

ね。でも、これってちょっと医療費の抑制と一緒に、頑張って健康でいてね、運動してね、あんまり医者に行かないでねと一緒に、市民の意識改革って非常に大事ですよ。だから、分別ごみってされていますね。市によっては横浜市さんとか、知多半島もどっか、そのまま全部燃やしていいよ。でも全部燃やしちゃうと炉の温度が上がってしまうので、耐用年数が短くなるというデメリットもあるんで、今後一番大事なのは高コストのこの箱もの、箱ものと言うと怒られるので、このクリーンセンターを守っていくには行政さんの努力というのも非常に大事だと。モニタリングもすごく大事だけれども、市民の意識改革というところでは知立市さん進んでいるようなイメージあるんですが、そういうところでは市民の方に意識、やっていると思います。意識改革をぜひ啓蒙していただきたいということで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（外山鉦一）

本件に関しては賛成ですか。

○1番（上田昌哉）

すみません。賛成です。

○議長（外山鉦一）

はい、分かりました。

ほかに質疑、討論もないように思われますので、これで質疑並びに討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（外山鉦一）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここで新型コロナウイルス感染拡大防止のため、議場の換気を行いますので、10分間休憩します。

---

午前10時27分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（外山鉦一）

少し早いようですけれども、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第4、議案第3号 令和2年度刈谷知立環境組合一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案の説明をお願いします。

○議長（外山鉦一）

所長。

○所長（外山伸一）

補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第3号 令和2年度刈谷知立環境組合一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億9,032万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億5,828万7,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございます。

1款分担金及び負担金3億6,922万円の減額は、衛生費の減額などによるものでございます。

2款使用料及び手数料1,400万円の減額は、今年度における事業系ごみの搬入減を見込むものでございます。

3款繰越金7,479万6,000円の追加は、令和元年度決算認定で翌年度へ繰り越す金額が確定したことによるもの、4款諸収入2,500万円の追加は、溶融メタルを始めとする資源ごみ売却収入等の増額を見込むもの、5款組合債690万円の減額は、ごみ処理施設整備事業債を減額するものでございます。

次ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、2款1項総務管理費は286万6,000円の追加で、人事異動等に伴う給料、職員手当など人件費の補正及び人事院の給与勧告に準じた給与改定によるものでございます。

3款1項施設管理費は2億9,319万円の減額で、クリーンセンター灰溶融炉の廃止に伴う包括的運営管理業務委託料の減額及び灰を移送するコンベヤの更新工事でありますごみ焼却施設整備工事で生じた請負差金によるものでございます。なお、補正予算説明書に事項別明細書、給与費明細書を添付しておりますので御参照いただきますよう、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（外山鉦一）

ただいまの説明に対する質疑、討論を行います。

○議長（外山鉦一）

近藤澄男議員。

○5番（近藤澄男）

議案第3号、令和2年度刈谷知立環境組合一般会計補正予算について御質問させていただきます。この補正予算は2億9,032万4,000円が減額されています。その大部分を占めているのが補正予算説明書6ページ、7ページの3款1項1目クリーンセンター管理費包括的運営管理業務委託料の2億8,400万円です。これは先ほど決算認定のところで御答弁いただいたクリーンセンターの施設運営管理にかかる基本計画のうち、灰溶融炉の廃止に伴う予算措置だと思います。灰溶融炉は今年、令

和2年12月をもって廃止されるということでしたから、令和3年1月から3月までの3か月間に削減される金額と思いますが、その内容をお聞かせください。

○議長（外山鉦一）

業務課長。

○業務課長（深谷裕之）

包括的運営管理業務委託料の減額の主な内容といたしましては、灰溶融炉と附帯設備の運転や点検、炉内の耐火レンガを始め、関係機器の修繕などにかかる費用が不要となったことによるものがございます。

以上でございます。

○議長（外山鉦一）

近藤澄男議員。

○5番（近藤澄男）

ありがとうございました。灰溶融炉は、灰の減容化のほかにもリサイクルを推進する目的もあったように思いますが、リサイクル率については一般廃棄物処理基本計画によると、刈谷市では2023年には18.6%、知立市では2027年には20%以上と、それぞれ目標を挙げています。

ここでもう1点お聞きしたいと思います。灰溶融炉の廃止は比較的大きなコスト削減につながりましたが、その一方でクリーンセンターの焼却灰のリサイクルができなくなると思います。

そこで、刈谷市、知立市が目標とするリサイクル率達成に向けて、組合では今後どのように取り組んでいかれるのかをお聞かせください。これで私の質問は終わりますが、補正予算については賛成です。

○議長（外山鉦一）

業務課長。

○業務課長（深谷裕之）

刈谷市、知立市の両組合市では、リサイクル、リデュース、リユースの3Rを積極的に取り組んでおり、組合も3Rの一翼を担っておりますので、焼却灰を最終処分するのか、民間施設に持ち込み、再処理しリサイクルするのか。あるいはクリーンセンターの運営コストを考慮しつつ、廃棄物処理技術に精通した民間の知見を活用するなどして、引き続きリサイクル率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（外山鉦一）

ほかに質疑、討論もないように思われますので、これで質疑並びに討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（外山鉦一）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第3回刈谷知立環境組合議会定例会を閉会いたします。

---

午前10時42分 閉会

会議録署名議員

刈谷知立環境組合議会議長 外山 欽一

刈谷知立環境組合議会議員 牛田 清博

刈谷知立環境組合議会議員 中嶋 祥元